

浦安市選挙管理委員会告示第42号

浦安市選挙公報の発行に関する規程（昭和58年選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月1日

浦安市選挙管理委員会委員長 宮下喜久子

別記第1号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「（宛先）浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「㊟」及び「番」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第2号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「（宛先）浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第3号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「（宛先）浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。